日付:令和4年10月25日

〇土浦市認知症カフェ登録事業実施要項

令和2年9月30日告示第351号

土浦市認知症カフェ登録事業実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市認知症施策推進事業実施要綱(平成28年土浦市告示第152号)第17条第2 項の規定により、民間団体等が運営する認知症カフェを登録し、支援することに関し必要な事項を 定めるものとする。

(登録の要件)

- 第2条 市の登録(以下「登録」という。)を受けることができる認知症カフェは、次に掲げる全て の要件を満たすものとする。
 - (1) 年に3回以上認知症カフェを実施すること。
 - (2) 認知症カフェを利用する者(第8条第4項において「利用者」という。)に対する政治活動、 宗教活動及び過度の営業活動を行わないこと。
 - (3) 医療若しくは福祉に係る専門職にある者又はキャラバン・メイト(認知症サポーター等養成事業の実施について(平成18年7月12日付け老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知)別添認知症サポーター等養成事業実施要綱第3項第1号に規定する者をいう。)若しくはオレンジリーダー(同項第2号に規定する認知症サポーター養成講座を修了し、市が実施するフォローアップ研修会を受講した者をいう。)のいずれかを配置すること。

(市の役割)

- 第3条 市は、登録を受けた認知症カフェ(以下「登録認知症カフェ」という。)に対し、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 登録を受けたことを示すマーク(以下「登録マーク」という。)を作成し、交付すること。
 - (2) 市ホームページ等を通じて、市民に対し、登録認知症カフェに関する情報提供を行うこと。
 - (3) 登録認知症カフェの間の情報共有を支援すること。
 - (4) 登録認知症カフェの運営に関する助言を行うこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、土浦市認知症カフェ登録申請書(様式第1号)により市長に申 請しなければならない。

(登録の実施)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、 土浦市認知症カフェ登録決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するとともに、 登録マークを交付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により登録を決定した認知症カフェを土浦市認知症カフェ登録台帳(様式第 3号)に登録するものとする。

(登録マークの掲示)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者(次条及び第8条において「登録者」という。)は、 登録認知症カフェを開催するときは、登録マークを掲示しなければならない。

(登録内容の変更)

- 第7条 登録認知症カフェは、第4条の規定により申請した登録の内容を変更しようとするときは、 土浦市認知症カフェ登録変更届(様式第4号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (登録の廃止)
- 第8条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、土浦市認知症カフェ登録廃止届 (様式第5号) により、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る認知症カフェの登録を取り消す ものとする。
- 3 第1項の規定による届出をした登録者は、速やかに登録マークを市に返却するとともに、利用者 への周知その他の必要な措置を講じなければならない。

(登録の取消し)

- 第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、土浦市認知症カフェ登録取消決定通知書(様式第6号)により登録者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた登録者は、速やかに登録マークを市に返却するとともに、利用者への周知その他の必要な措置を講じなければならない。
- 第10条 この告示に定めるもののほか、認知症カフェの登録及び支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(補則)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係) 様式第1号(第4条関係)

	土浦市認知症カフェ	登録申請書				
			年	月		日
(申請先) 土浦市	長					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		所又は所在地				
		召又は名称				
	172	長者の氏名				
土浦市認知症カ	フェ登録事業実施要項第4条の	り規定により、	次のとお	り登録	を申	請し
ます。						
間関担託の夕称						
開催場所の名称						
	認知症カフェの愛称()
開催場所の所在	Ŧ					
地						
開催場所の連絡	TEL					
先	FAX					
70	1 定員を設ける(定員	人)。				
定員		///。				
	2 定員を設けない。	D 40 M/ B	ᄪᄴᇂᇰᆠ			,
開催予定回数	_	日程 ※	開催予定を	:記入る	つるこ	. ک
及び日程	年 回					
X 0 1 H						
参 加 費	円/回					
従事者の資格等		※ 資格等σ)写しを添	付して	下さ	V.
	氏名					
担当者の氏名及	所属					
	(TEL)					
び所属(連絡先)	(FAX)					
	(電子メール)					
運営責任者の氏	氏名					
名及び所属(連	所属					
名及O // / / / / / / / / / / / / / / / / /	(TEL)					
かびノしノ	(IEL)					

様式第2号(第5条関係) 様式第2号(第5条関係)

第 号年 月 日

殿

土浦市長

土浦市認知症カフェ登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦市認知症カフェについて、下記のとおり登録を決定したので、土浦市認知症カフェ登録事業実施要項第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 開催場所の名称
- 2 登録番号
- 3 留意事項
- (1) 土浦市認知症カフェ登録申請書の内容に変更が生じたときは、土浦市認知症カフェ 登録変更届(様式第4号)により、あらかじめ市長に届け出てください。
- (2)登録を廃止するときは、土浦市認知症カフェ登録廃止届(様式第5号)により、あらかじめ市長に届け出てください。
- (3) この通知後、登録の要件に該当しなくなったときは、登録を取り消すことがあります。

様式第3号(第5条関係) 様式第3号(第5条関係)

土浦市認知症カフェ登録台帳

登録日	開催場所の名称	開催場所の所在地
	登録日	登録日 開催場所の名称

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(届出先) 土浦市長

住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 代表者の氏名 登録番号_____

土浦市認知症カフェ登録変更届

登録の内容を変更したいので、土浦市認知症カフェ登録事業実施要項第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更する年月日

年 月 日

2 登録を変更する内容

区分	変更前		変更後	
開催場所の名称				
認知症カフェの愛称				
開催場所の所在地				
開催場所の連絡先				
定員				
開催予定回数				
開催日程				
参加費				
従事者の資格等				
※ 資格等の写しを添付し				
て下さい。				
運営責任者の氏名及び所属				
(連絡先)	()	()

- ※ 変更する箇所のみ記載してください。
- 3 担当者の氏名及び所属(連絡先)

 氏名 _____

 所属 _____
 (TEL)

年 月 日

(届出先) 土浦市長

住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 代表者の氏名 登録番号_____

土浦市認知症カフェ登録廃止届

登録の廃止をしたいので、土浦市認知症カフェ登録事業実施要項第8条第1項の規定に より、次のとおり届け出ます。

- 1 登録を廃止する理由
 - □ 認知症カフェを廃止するため。
 - □ その他

理由

2 登録を廃止する年月日

年 月 日

様式第6号(第9条関係) 様式第6号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

土浦市長

土浦市認知症カフェ登録取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した登録を取り消したので、土浦市認 知症カフェ登録事業実施要項第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 開催場所の名称
- 2 登録番号
- 3 取消日 年 月 日
- 4 取消しの理由
 - □ 登録の要件に該当しなくなったため。

該当しなくなった理由

□ その他

理由

※ 登録を取り消した後も認知症カフェを継続する場合は、登録マークを使用することは できませんので、交付された登録マークを速やかに返却してください。